

ご寄附はいつでも 受け付けています。

寄附金は「国際交流事業積立基金寄附申込書兼納付済通知書」により金融機関でお払い込みください。クレジットカード、コンビニエンスストア、Pay-easy（インターネットバンキング）での寄附も受け付けています。

※クレジットカード等での寄附の詳細は、[名古屋市 寄附申込み](#) 検索

寄附金の税の控除について

この基金へ寄附された場合、
次のような税制上の優遇措置を受けられます。

個人の場合

所得税法、地方税法の規定により、確定申告によって
以下による金額が所得税・個人住民税から控除されます。

▼所得税

寄附金額×所得の40% - 2千円 = 寄附金控除額
のいずれか低い金額

▼個人住民税

(寄附金額×所得の30% - 2千円) × 10% + 特例控除額*
のいずれか低い金額 = 寄附金税額控除額
*個人住民税所得割額の2割を上限とする。

法人の場合

確定申告によって、寄附された金額を法人税法の規定
により損金算入することができます。

【注意】確定申告には、この寄附金の領収書が必要となりますので、
大切に保管してください。

- 確定申告人は専用納付書の領収書が必要となりますので、大切に保管してください。「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の申請をしていたら、確定申告を行わなくても控除を受けられます。(特例制度は確定申告を行う必要がある方、寄附先の都道府県・市町村が6団体以上の方は適用されません)
- 税制上の優遇措置は法律の改正により変更になることがあります。

お問い合わせ先

名古屋市観光文化交流局 観光交流部国際交流課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL 052-972-3062 FAX 052-972-4200

E-mail a3061@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp

国際交流事業積立基金

名古屋市への寄附のご案内



名古屋市